

紀美野町第4回定例会会議録

平成29年12月15日（金曜日）

○議事日程（第4号）

平成29年12月15日（金）午前9時開議

- 第 1 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について）
- 第 2 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について）
- 第 3 議案第74号 紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 4 議案第75号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第76号 過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第77号 紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第78号 紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第79号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について
- 第 9 議案第80号 指定管理者の指定について
（紀美野町山の家おいし）
- 第10 議案第81号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第11 議案第82号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第83号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第84号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補

正予算（第1号）について

- 第14 議案第85号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第86号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第87号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第88号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第89号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第90号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第91号 紀美野町職員給与等条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第92号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
- 第22 議案第93号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第23 議案第94号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第24 発議第2号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）について
- 第25 陳情第1号 林道毛原下滝ノ川線の路面塗装工事について
（委員長報告）
- 第26 議員派遣の件について
- 第27 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第28 閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第29 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第30 閉会中の継続調査の申し出について（議会活性化特別委員会）

第 3 1

閉会中の継続調査の申し出について（広報編集特別委員会）

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 1 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	小 椋 孝 一 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

○欠席議員

2 番	上 柏 皖 亮 君
1 番	南 昭 和 君（1 0 時 2 2 分から欠席）

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君

総務課長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住民課長	仲 岡 みち子 君
税務課長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産業課長	米 田 和 弘 君
建設課長	井 村 本 彦 君
教育次長	湯 上 章 夫 君
会計管理者	北 山 仁 君
水道課長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美里支所長	山 口 典 子 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長	田 中 克 治 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆様、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

上柏議員から欠席届が出ていますので、報告します。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第72号 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。
これから議案第72号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。
これから議案第72号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について）

て)

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これから議案第73号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第74号 紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第3、議案第74号、紀美野町農業委員会の委員及び紀美野町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。

農業委員会等に関する法律でも、農業委員と農地利用最適化推進委員の違いというのがよくわからないんですが、その違いについての説明を求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) おはようございます。ただいま田代議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会が、今回、農業委員会法の改正によりまして、今までの選挙と選任制の二つの方式から、町長の選任制ということで変わりました。今回、農業委員、それからあわせて農地利用最適化推進委員ということで、それぞれ上程させていただきましたとおり、農業委員が14人、農地利用最適化推進委員が10人ということで上げさせていただきます。

主に農業委員さんの業務といたしますのが、今までどおり、月一度の農業委員会総会におきまして上げられてきました農地法に係る3条、4条、5条関係の議案審議が主なものになります。農地利用最適化推進委員の業務といたしましては、農地利用最適化推進委員の区域内における農地の利用の活動の現地での活動を主に行うという、例えば農地の貸し借りであるとか、農地の調整であるとかという部分、地域内における農地利用の活動を行っていただくということになります。それで、必要に応じて農業委員会へ出席して意見を求めるということになりますので、場合によったら、農業委員さんも地域活動には参加することになるかと思えますけれども、主に農業委員が会議での意思決定、農地利用最適化推進委員が現地での諸活動が主な業務になるかと思えますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。この農業委員会に関するところで、すね、今、田代議員に対する答弁もあったわけでございますけれども、農業委員会委員の定数10人と、現在20人ですよね、農業委員さんは。26か、それはそういうことで、今まで農業委員さんについては、3年任期の公選制と、こういうことであったというふうに思います。これがどういうふうに変わっていくのかです、その辺の違いです、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） ただいま美濃議員の御質問にお答えいたします。

今までの違いといいますと、今まで選挙の公選制が20人、また学識経験者で議会推薦であるとか、各団体の推薦が6名となつてございます。今回、改正によりまして、農業委員会の事務が農地の売買、転用などの法令に基づく事務に加えまして、農地利用最適化の推進というのが、主に農地利用の最適化という事務が重点強化されまして、主に地域における現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新たに設置されたのですが、任期につきましては従前どおり3年ということになってございます。ただ、今までの旧法では、選挙による委員が20人おりましたけれども、今後におきましては、それぞれ募集期間、それぞれ農業委員であるとか農地利用最適化推進委員の募集期間を設けまして、この期間に公募があったものに対して町長が選任するというような運びになります。なお、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会が選任するという運びになろうかと思しますので、答弁とさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ちょっと今、聞き漏らしたんかわかりません。聞き間違ったかわかりませんが、農業委員については、公募があつてそれを町長が推薦になるのかな、そのところ、選任ですか、そのところもう一度お願いしたいと思います。

今まで一般公選20人、それから議会の選出が6人でしたか、そういうことであつたのが、14人、定数14になつてまうと、これは間違いありません。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど申されましたように、農業委員につきましては、公募によりまして、公募の後、選考委員による選考により選出した上で町長が選任ということになろうかと思ひます。それと、14人の農業委員につきましては、町長の選任なんですけれども、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員が選任された後、農業委員会が選任という運びになろうかと思ひますので、御理解賜りたいと思ひます。以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 本来、農地については、家族農業で、従来から農家が自

分の後継者に譲っていくと、そういうふうな形で農業が、いろんなことがあるにしても守られてきたというふうにするんですが、最近の流れとして、企業は以前からその農地を持ちたいと、そういうふうなことがあったんですけども、ここ何年前ぐらいから、企業も農地が持てると、そういうふうになってきているわけですね。そういうふうな流れについて、若干説明をお願いしたいと思います。

それに対して、農業委員会というのは、公選制、あくまでも農家が一般の何と違って、議員や町長の選挙と違って、投票できるのは農家という条件があったんですよ。そのもとに投票して決めてきたという従来のやり方ですね。そういうふうなところから選ばれた農業委員さんが、農地の貸し借りやら、または移譲、それがされてきたと。そういうふうな流れから見ると、若干、今までから変わってきた。基本的に企業が農地、優良農地も、当然、優良農地というのはなってくると思いますが、取得ができると、そんなふうに変わってきたことに間違いはないですね。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、法人格も農地を持つことが現在ちょっと緩和されてきてございます。ただ、農地を持てる法人というのは、法人形態要件、事業要件、構成員、議決要件とかございまして、その法人の主たる事業が農業じゃないといけないとか、従事者が農業に常時従事するものが年間従事日数、ある程度の日数、１００日であるとか６０日であるとか、あろうかと思いますが、そういった要件を満たさなければ、農業に参入することができない形になってございます。

農業委員会におきましては、毎月一度、上がってきた議案について審議してございます。農地の転用であるとか、権利移動であるとか、売買であるとか、そういった分について農地法の３条、４条、５条に基づいて審議してございます。議員心配されております、今まで選挙の、農家が主に選挙する側であったものが、今回、公選制になりまして、町長が選任するという部分で、農家の意見が反映しづらいんじゃないかということも考えられるかなという議員の御質疑なんですけれども、農業委員につきましては、それぞれ地域、地区の意向等々あると思います。それで、地区で推薦いただいて、応募していただくというような形にもなろうかと思しますので、十分、地域農業の意見という意向というのでも反映されようかと思しますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

3 番、七良浴 光君。

（3 番 七良浴 光君 登壇）

○3 番（七良浴 光君） 農業委員会の委員さんには、委員になる条件が今までとは変わらない条件がついていると思うんですが、この農地利用最適化推進委員さんは、どういう条件のもとで選ばれるのか、その説明が欠けていたと思いますので、その点、説明願いたいと思います。

（3 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） ただいま七良浴議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず農地利用最適化推進委員というのは、主に現場、その地域におきまして農地のあつせんであるとか、諸活動を行っていただく必要があると思いますので、農地に精通した人が選ばれるのが理想であると思いますけれども、特に国のほうでは農地をどれだけ持っているとか、そういった部分については決められてございませんので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） 国の基準については理解できましたが、紀美野町としても国の基準に準じて、農地利用最適化推進委員を応募するつもりであるのか、紀美野町独自でそういう農業に精通した、また理解も深いと、そういう人も応募の要件の中に入れて応募をするのかと、公募をするのかという説明でありましたんで、そこら、どういような形で公募をされていくのか、再度、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） これにつきましては、規制というのはないようでございますので、そうした中で、やはりその土地に精通した、地域に精通した人々をできるだけ選んでいきたい、そうしたことでございます。以上です。

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 今、町長から地域に精通した、農業に精通した人をという御答弁がありましたけれども、公募の条件としても、それを明記して公募する考えであるのか、最後にそれだけ答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほどからいろいろと御質疑していただいている中で、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、地域の農業に精通している人が好ましいとは思いますが、それを明記して公募するということは、ちょっと難しいかなと考えておりますので、その中で、応募されてきた方の経歴であるとか、そういったものを十分審議いたしまして、選任させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午前 9時21分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時23分）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

特に農業委員、最適化推進委員とも広く町民から募集したいと考えてございますので、特に要件は入れないということで、幅広く御意見を頂戴したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（美野勝男君） 続いて、10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） 今回、この紀美野町の農業委員会及び農地の適正推進委員の定数に関する条例ということで出てきておりますけれども、農業委員会のメンバーが26人のうちの14人が推進委員会に適合するという、それと農業委員会は今まで選挙でしたけれども、町長の選任事項ということでございますけれども、現在、今までの町議会議員の中で学識経験者というような、今、西口議員と上柏議員が2名、委員として、この農業委員として中におられますけれども、今後、この町長の選任事項ということになる

と、別に議員は、議員枠というのは外れるような気がするんですけども、では、議会としてもある程度やっぱり学識経験者ということの中で、議員の中にも何名かやっぱり入れていってもらわないと、やはり情勢がわからない点もございますので、そこらは町長、どうお考えなのか、お示しを願いたいのと、特にこの紀美野町にとっては、多分、前町長のときに紀美野町内に特区があったと思うんです。普通、大体、5反以上あれば農地を買えるという、あったと思うんですけども、今、紀美野町は1反で農地を買えるという、多分今でもあるんかと思うんですけども、そういうことになると、どんどん、どんどん農地を買える人が出てきて、農業委員会にかけて農地をやりたいよという方々がどんどん出てくるはずだと思うんで、そこらの見解について、町長のほうから、議会のほうの選任委員という、選任事項については、学識経験者ということの中で入れていただけるのか、そこらもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

今まで学識経験者ということで、議員さんの中から2名選任していただいていたという形になってございます。ただ、今後、新しい農業委員会法によります、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、議会の選任という、学識経験者枠というのは、特段、国のほうでは規定されてございません。それに準じて、特別、学識経験者枠を設ける予定はございません。

それと、先ほど農地をどれだけ、下限面積要件というんですけども、下限面積要件が、小椋議員がおっしゃるように、今現在1反となつてございます。それにつきましては、農業委員会で審議した上で、先般、12月の農業委員会の総会で決定させていただいたところでございます。農地を取得しやすいということにはなつてございます。それといいますのも、新しく農業に参入される方の利用を促すために、少しでも面積要件というのが緩和されたほうが好ましいということで、それによりまして、遊休農地の解消を図っていきたいという考えでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 暫時休憩します。

休 憩

(午前 9時29分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時29分)

○産業課長（米田和弘君） ただいまの回答について、ちょっと訂正させていただきます。

農業委員会で決めさせていただいたと申しましたけれども、議員おっしゃるとおり特区ということで、農業委員会が国のほうに申請して特区をいただいたという形になってございますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時30分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時45分)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 先ほどからちょっと失礼いたします。先ほどから申していますように、農地法第3条の下限面積要件というのが農業委員会で、改正農地法の平成21年の改正によりまして、下限面積について一定条件を満たす区域においては、下限面積というのを県知事が定めておりましたけれども、県知事にかわりまして、農業委員会が新たに定めることになりまして、農業委員会がそれぞれ下限面積要件を定めてございます。以上でございます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） ただいま産業課長のほうから詳しく聞かせていただきました。そうすると、特区申請が出て、どんどん、どんどん農業従事者がふえるということの中で、農業の1反を買って、いろいろな方向に進まれることもあろうかと思うんで、

この際、できるだけやっぱり議会のほうも何名かの議会枠というたらおかしいけども、学識経験ということの中で、やっぱり議会のほうもこういう、いろいろ今後やっぱり太陽光発電やいろいろなことが出てくる可能性も出てくることであろうかと思うんで、それはそれなりに、町長からの選任事項の中で、何名かの議会枠をつくっていただいて、やっぱり我々としては、内容を知るべきときがあらうかと思うんで、そこら辺は町長はどういう考えを持っているのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 国のほうで特段の定めがないという中で、紀美野町において、ほな紀美野町だけはこうするんやというのではなしに、やはり国のそうした方針に沿っていきたい。そして、もし議会からのあれがあれば、議会から推薦をしていただいて、その１４名の中の１人に入っていく。それはあくまでも議会から入るのではなしに、一般の公募と同じ中、枠の中で入っていただきたらと思うんですが、以上です。

○議長（美野勝男君） １０番、小椋孝一君。

○１０番（小椋孝一君） ただいま町長からの説明の中で、推薦をした後には、何名かわかりませんが、入れられることができるよという話でありまして、そのとおりでよろしいですか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 一般公募の中で、議員から入っていただくという、そうしたことで言うてたのですかね、個人的にですよ。あくまでも議会には推薦したとか、そういう意味は含まれておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 今、小椋議員の再質疑、再々質疑の中で、議員さんをぜひ入れていただきたいという話もあらうかと思います。ただ、農業委員につきましては、最終的、議会のほうで人事同意を行うものであらうかと思います。それによりますと、議員さん各位も地域の農業に精通されている方もいらっしゃると思います。ただ、想定では議会が人事同意を行うという観点からしたら、一応、農業委員会の中では想定外ということで、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 国の法律が変わり、いろんな制度が変わってくる状況にあります。それで、農地のほうもだんだんと高齢化によって疲弊してくるということも事実であります。しかし、どうあれ今まで農地は農民がそれを守っていくということであつたわけでありまして。その中で、今回の条例を改正されるということについて、これは国の方針のもとに変わっていくわけでございますけれども、本来農家の代表として公選で選ばれていた農業委員が、今後、この制度のもとに何年先、何十年先、これが続くわけですが、そのときに、その町長が、その当時の町長がどういうふうなことになるのか、そういうふうを考えていった場合、やっぱり農地は確保されていかなきゃならない、何といたっても農業というのは、まちの礎、その食料はその土地からつくっていかなくちゃならない、そのように考えます。

さきの質疑の中でも申しましたが、企業が優良農地を欲しがっているというのは、ずっと以前からそういうことでありました。それを守っていくという観点から、今後、何年か先、何十年か先、そのときに紀美野町においても問題が起こるということがあつてはならない。最低、農業委員会は農家の方の中から、しかも公選制というのは町長、それから議員、それから農業委員と、三つしかなかったものですから、この制度がそういうふうに変っていくことについて、私は反対をせざるを得ないというふうに思います。

そういうことから、この条例案に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 7 4 号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（美野勝男君）　　起立多数です。

したがって、議案第 7 4 号は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休　憩

（午前　9 時 5 4 分）

再　開

○議長（美野勝男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　9 時 5 4 分）

○議長（美野勝男君）　　産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君）　　ただいまの再々質疑の中で答弁させていただきました。

私、最後に想定外ということを申し上げましたけれども、その発言については取り消しさせていただきます。以上です。

◎日程第 4　議案第 7 5 号　美野町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君）　　日程第 4、議案第 7 5 号、紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 7 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 7 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第76号 過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第5、議案第76号、過疎地域活性化特別措置による紀美野町税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 議案第76号について質疑をいたします。

この条例改正の対象と、該当する農林水産物販売場や、合わせて旅館業などは、大体何件というか、どの程度該当するのか、その点についてお聞かせください。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

まず対象事業ということで、農林水産物等販売業ということと、その他の対象事業ということで、それはどういうものかということの御質疑と、件数と言われたと思うんですが、恐らく町内の件数でよろしいのでしょうか。その事業者の件数ですね。わかりました。申しわけございません。

対象件数につきましては、いわゆる製造業と言われるものでございます。製造業につきましては、食料品の製造であったり木材、木製品の製造であったり、繊維製造であったりと、一般的な製造業と言われているものでございます。それと、農林水産物等販売業というものでございますが、この条例の中では町内で生産された農林水産物や、それらを原料として加工や調理をした物を、店舗において主に他の地域、町外であるとか県外であるとか、そういう観光客の方に販売する事業というふうな定義づけをされてございます。その中身については、農産物であったり食肉、鮮魚、パン、菓子の製造等ということになります。一般的に言われているのは、農林水産物の直売所であるとか、農

家レストラン的なものを示しているものと考えてございます。

旅館業というものがあるんですが、これにつきましては、旅館業法に基づいて和歌山県知事の許可を得た旅館業の営業の許可を得た業者ということでございます。ただし、下宿業と言われるものです。そういうものは除かれるということになってございます。

それと、町内の事業者の状況でございますが、法人事業者につきましては、町内全体で法人の総数を申し上げますと122社でございます。その中で製造業だけでいいまして33社、農林水産物の販売業につきましては4社、旅館業については3社ということになってございます。その関連する事業、現在、現時点ではございますが、その業種としてあるのは40社ということになってございます。

以上、答弁いたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） 2,700万円超える事業ですね、が対象というふうに聞いたんですけども、それでということは、余り小さいものは当てはまらないのかもわかりませんが、例えば今、町も進めているんですか、農家民宿ですね、そんな方々について、もしその2,700万円超えるような形で何か事業を起こしていきたいと、そういうことをされる方については、対象とならないということですか。お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

美濃議員おっしゃられました2,700万円ということでございます。この過疎地域における固定資産税の特別措置につきましては、取得価額、いわゆる建物であったり、機械及び装置であったり、そういうものの取得価額の合計額が2,700万円以上ということになってございます。基本的にはそれ以下の取得価額であれば、対象にならないということになってございます。この過疎法については対象にならないということになってございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 確認ですけれども、2,700万円以上の事業をすることについてにはわかるんですけれども、それで、ちょっと聞こえにくかったんですが、農家民宿ですね、その方は、県知事との関係もあるんかわかりませんが、2,700万円以上の事業をしようと、何か機械入れて、6次産業というふうなことが今よく言われますけれども、そんなことも含めて、規模拡大をしていこうというふうに考えている方があったら、この対象になるんかならないのか。先ほど旅館業4社というふうに言われましたので、そういうふうに他の町内のそういう方が、そういうことを考えた場合はどうなるのか、お聞きしときたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えいたします。

質問の中で、設備等、農林水産物といいますか、そういう農産物の販売の話もしたように思います。これはまた旅館業とは別でして、先ほど説明しました農林水産物等販売業ということでございます。それにつきましても、今回の改正につきましては、2,700万という上限は、改正前も同様の金額でございます。農林水産物の販売業をこれからしようという方につきましては、当然2,700万以上にもなりますし、それと旅館業と言われる、先ほど言いましたが、旅館業は法人で3社でございます。そういう方についても、例えば施設を増設するなり、そういう設備を新たに導入するなりという形においても、基本的には2,700万を超えない限り、この課税免除の対象にはならないという考えでございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに2,700万円以上であったら、農家民宿も入るということでよろしいんですね。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） 申しわけございません。農家民泊がその対象になるかどうかということでございます。それは対象にはならないと考えてございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第77号 紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第77号、紀美野町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 第2条に「取得価額の合計額が同号イ又はロに規定するものを新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地」ということでありますが、省令イを見ますと、法第17条第1号また第5号に掲げる事業で500万円で、いっぱい並んでます。ロのほうも、例えばイの場合は額等が1,000万円以上で5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とするとか、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とするとかって、いろいろ規定がありますけども、これは該当する事業者というのは、大体どれぐらいあるのかお聞かせください。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

御質疑にございました17条のイとかロとかということでございます。簡単に申し上げますと、資本金が1,000万以下でございます。それにつきましては、製造業、旅館業の場合は資本金が1,000万以下であれば500万以上、1,000万を超え5,000万以下でしたら1,000万以上、5,000万を超える場合は2,000万以上ということになってございます。それと情報サービス業等々、農林水産物等の販売業につきましては、資本金の規定はございません。ただし取得価額が500万円以上であれば対象になるということでございます。

それと、それに対する法人の数ということでございます。町内法人、先ほど122社というふうに御説明をいたしました。1,000万以下の法人については89社、1,000万以上5,000万以下でしたら24社、5,000万以上につきましては9社ということになってございます。

以上、答弁いたします。よろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今、御説明いただきましたけども、それぞれ具体的に説明をしていただけたらと思います。1,000万以下が89社、1,000万以上が24社、5,000万以上が9社ですか、というふうな御説明があったと思いますけども、具体的にそれはどんなものが当たるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

具体的にどのようなものが当たるのかという御質疑であったと思うんですけども、先ほど説明したのは、法人の、全ての法人の数でございます。その中で、この半島振興法に該当する業種といいますか、その業種の中に該当している法人につきましては、そのうち122社のうち40社となってございます。先ほども御説明をいたしましたが、製造業につきましては、それは法人別に数を申し上げたほうがよろしいでしょうか。法人、資本金別にのほうがよろしいでしょうか。済みません。

製造業については1,000万以下の法人が26社です。1,000万を超え5,000万以下が6社、5,000万を超えるものが1社ということで、合計33社。それと農林水産物等販売業につきましては1,000万以下が3社、1,000万を超え5,000万以下が1社、5,000万を超えるものはございません。それで4社ということでございます。

旅館業につきましては、1,000万以下が2社、1,000万を超え5,000万以下が1社、5,000万を超える法人はございません。それで計3社ということで、40社ということでございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第78号 紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第7、議案第78号、紀美野町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) いわゆる地域未来投資促進法に基づいて、県と町が基本計画を策定し、それを国によって同意を求めるということで、同意された基本計画に適合する事業計画の申請を行った場合は、県の承認を得て、税負担の軽減や地方創生推進交付金の重点支援が受けられることになるという、その法律に基づくものですが、基本計画のポイントとして、地域経済牽引事業計画の承認の条件として、基本計画に定められた地域の特性を活用することや、高い付加価値を創出できること、それから地域に対する相当の経済的な効果が見込まれるということでないといけないわけで、実際に条例をつくっての見通しとしてはどうなのか、その辺のことについてお伺いします。以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

この和歌山県の基本計画をつくることによって、どういう見通しかということでございます。議員もおっしゃられましたけれど、いわゆる地域未来投資促進法に基づいて策定をされました和歌山県基本計画につきましては、これまで和歌山県の持っている産業技術の高さを生かして、成長性の高い、いわゆる産業文化や、本県の和歌山県のメインである観光産業ということへの投資を促進することによって、県内において産業構造の多様化を図り、経済的波及効果をもたらすとともに、質の高い雇用を目指すということとなっているものが、この計画の概要の背景といたしますか、になっておると思います。

それに基づいて、その事業につきましても、いわゆるものづくり、成長ものづくり分野であったり、IT、ソフトウェアの事業の関係であったり、かつエネルギー、環境分野の関係の分野であったり、農林水産関係の分野であったり、特に観光分野ということの五つの柱を基本として、その事業に基づいて、この条例に基づく取得価額を超える場合については、課税の免除を行うということとなっております。

以上、答弁といたします。

見通しですか。この計画、この地域未来投資促進法につきましては、金額も非常に取得価額の金額も高額でございます。そういう観点から、いわゆる事業者が地域経済牽引事業計画というのを策定して、県の許可を受けた者に限って、そういう課税免除なり、

いろんな税の優遇措置を受けるものでございます。見通しという話で、申しわけございません。それは非常に私としては見通しとして、では幾つの企業をということの中になりますと、ちょっとお答えはしづらいところでございます。御理解を賜りたいと思います。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今、課長さんの説明の中で、エネルギーというふうにおっしゃられましたけれども、例えば、今、いろいろと問題になってきている風力発電とか、あるいはソーラー等が事業をなしていった場合には、この対象になってくるのかどうかお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

今言われましたその事業につきまして、現時点でそれが実際事業として採択されて、その事業が開始されるかということにつきましては、現時点では決まってない状況でございます。もし、そういう事業ができることになりまして、その事業者が例えば紀美野町内に、土地を購入する、もしくは建物、建築する等々になれば、それがこの取得価格以上であれば、当然対象にはなってくると考えてございます。以上でございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第78号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時22分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（美野勝男君） 南昭和君より欠席届が出されたので報告します

◎日程第8 議案第79号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第8、議案第79号、紀美野町セミナーハウス未来塾
条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、七良裕 光君。

（3番 七良裕 光君 登壇）

○3番（七良裕 光君） セミナーハウス未来塾条例を廃止する条例で、提案理由
の中に紀美野町セミナーハウス未来塾の施設廃止ということ、用語が載っておるん
ですが、具体的に施設廃止に至った理由についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、この未来塾の施設、すなわち旧国吉小学校の校舎だと、このように
私も旧美里町のことは余り詳しくわからないんですが、そういうような話も聞いており
ます。ということで、住所地が田ということになっておるんですが、国吉全体の住民の
皆さん方の廃止する、また先般の同僚の一般質問中、その校舎については解体という要
望も出ておったように思いますが、そういうことを含めて、旧国吉地域の住民の方々の
意見をどのように聞いておるのかということ。

それからもう1点、条例関係は附則の第2項の中に、紀美野町星の動物園条例の一部

を次のように改正するという文言が入っておりまして、4条中5号を削り、第6号を第5号とするという用語になっておりますが、この星の動物園条例の第4条中の第5号には、「前各号の事業を行うため、バンガローを始め、紀美野町セミナーハウス未来塾との連携を密にし、宿泊の場を提供する事業」となっておりますが、セミナーハウス未来塾は廃止になっても、バンガローが現存している限り、このバンガローをどこで事業として行っていくのか、ちょっとこの条例の中で整合ができない部分があるように感じましたので、その点について御説明を願いたいと思います。以上、よろしくお願いします。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長（湯上章夫君） それでは私のほうから、この施設を廃止するに当たって、主な理由ということでお伺いされました件でございます。

まず1点目が、利用される人数が非常にここ数年、また右肩下がりというんですか、下がってきております。それがまず1点目でございます。あと1点が、今回のように施設が非常に老朽化しているということが2点目でございます。数年来、修理しなければならない点などが多々出てきておりまして、それに対応しておるんですけども、もしかしたら根本的なところまで修理できてないというのも、大規模になるということなこともございますので、そういう老朽化が激しいということでございます。

2点目の、国吉全体の方々の御意見は聞いているのかということでございます。こちらにつきましては、まずは国吉地区の区長様には、まずこのこととお話しさせていただきました。続いて、全体、皆様方に意見を伺っているかということですけども、全体のほうでは意見を伺う場はございません。もし、この条例等が可決された後には、もっと詳しく地域の方々の意見を今後の施設運営に当たって、御意見をいただきたいと考えます。

それと3点目の、星の動物園のほうの5号のほうの「バンガローを始め紀美野町セミナーハウス未来塾」という文言を削除してしまうということなんですけども、バンガローにつきましては、もともと天文台の施設でもございますので、特にここでうたわなくてもいいのではないかと、セミナーハウスというものがなくなるということで、まずはここ、過去からここに載せているのは、バンガローとセミナーハウスのこの二つの施設で

宿泊の場を提供しようということでございましたので、セミナーハウスがなければ、バンガローは星の動物園のほうの既存の施設であるということから、もともと通常の運営の中にあるということなので、消したということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） 校舎が老朽化している、それから指定管理者制度を利用して運営しておったけれども、利用人数がここ数年減少しているという理由だということでございます。内容については理解できました。しかし、この星の動物園条例の中で、動物園条例の事業として5号に掲げているバンガローを宿泊の場として提供する事業とあって、一体性があるのであれば、そういう事業名にするのが妥当ではないかというように考えておるんですが、そこらの次長の見解を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

○教育次長（湯上章夫君） 確かにここで、この5号のほうでは宿泊の場を提供する事業ということで、名称的に、具体的に書いております。これにつきましては、セミナーハウスという言葉を入れておりますし、ということから連携していこうということで、星の動物園のところに、関係ないといったら失礼やけども、その施設は関係ないセミナーを入れることによって、宿泊の場を提供しようというように、目立つようにというんですかね、しておりますが、セミナーハウスというものがなくなるに当たって、書いてこちらのほうで言わないようにしたというのが理由でございます。

○議長（美野勝男君） 3 番、七良浴 光君。

○3 番（七良浴 光君） しかし、紀美野町星の動物園条例の事業としては、この事業の中の5号を削除してしまうことによって、宿泊の提供する施設事業というのが生まれてこないんじゃないかと。しかし、9条とか10条の中には、やはりバンガローの利用の日数とか、そういうものが明記されておりますので、やはりもう一度検討する余地があるのではないかと、このように考えますが、最後に教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 今の七良浴議員の質問でありますけども、確かにおっしゃられるとおりだと思います。再度、私どももう一度検討したいと思います。この部

分については。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、西口 優君。

（6 番 西口 優君 登壇）

○6 番（西口 優君） さきの一般質問でもそういうふうに見えたんですけども、ちゃんと回答には至らなかったもので、今回のこの79号では、紀美野町セミナーハウス未来塾の施設廃止に伴いと、こういうふうに書かれています。だけど、一般質問の中では、一部建物が残ると、そういうふうになったときに、あとの建物を全部潰すわけじゃないから、あとの建物をどういうふう利用ということを考えているのか尋ねたいと思います。

（6 番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

（教育次長 湯上章夫君 登壇）

○教育次長（湯上章夫君） 私のほうから、条例を廃止した後の施設の利用につきまして、どのように考えているのかということにつきましてお答えいたします。

ただいま本条例を廃止する施設を廃止するに当たって、まずは数回、また過去から話題としても出てきておりますが、まだこれをこうしようというような具体的な決めるようなことには至っておりません。地域の創生であったり、地域の方々が使えるようであったり、あと俗に言う、何かしたいことございませんかというようなものの公募的なものであったり、あと公共施設的なものはないかというようなことで、選択肢が現在たくさんございまして、まだまだこれにしよう、こちらの方向でいこうというところまでは至っておらないのが現状でございます。それをもっともっと検討して行って、精選して進めていきたいと考えております。

（教育次長 湯上章夫君 降壇）

○教育次長（湯上章夫君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） あの建物、一応、木造建造物、そういった中で、長期使わないで置くと傷みがすごく早い。だから、そうしたら次に何かを使うという形になるまで、余り時間を置くと、傷んでしまうんじゃないか、こういうふうに思うんですよ。だから、それまでの早く使う方法と維持管理、それまでの維持管理ね、どういうふうにしていくのか、それも尋ねておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） このセミナーハウスの条例廃止につきましては、これは3月31日まで営業いたしております。したがって、今、議員がおっしゃられるように、その先どないするんよというのは、現在まだ検討中であると。そしてまた、よりよい方法で、新しい部分だけは利用したい、そうした思いで現在検討中でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） セミナーハウスを廃止していくということについて、感情論的なところもあるかと思いますが、私、以前、国吉中学校、小学校と二つの学校がありまして、それがまず初めに中学校が統合されて、神野中学校に統合すると、そういうふうな形の中で、今度は当時の小学校が非常に古かったこともあったりして、下におろすと。そこで中学校を使って小学校を運営するということになりました。そういうふうになって、残った小学校の跡地をセミナーハウスにするということで、その竣工式にも参加させてもらいましたけれども、非常に当時の方が喜んで、セミナーハウス未来塾という名前からいって非常にすばらしいと、こういうふうにして喜んでいただいたことが今も記憶にあるんでございますけれども、それがなくなっていくわけなんですよね。ただし、どうしても、どうしてもない部分である宿泊している部分ですね、そこをなくして、管理棟と、それから食堂については残すということでございますけれども、そうであるならば、いましばらく、まだそういうことを知っておられる方々がおられると思うんですけれども、このセミナーハウスという名前ですね、セミナーハウス未来塾という名前をなくしてしまわずに、使っていけないのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育次長、湯上君。

（教育次長 湯上章夫君 登壇）

○教育次長（湯上章夫君） 議員おっしゃられるこのセミナーハウスが、十数年前にできた際に、皆様方の熱い思いの結晶であったというお話は、私もいろいろ聞いております。名称につきましても、先ほどからの検討会の中でもそれが出ておりました。ただ、すぐこのお名前を違う施設で使うとか、新たなものになるというのは、まだ現

在、具体的にはなっておりません。違うところが名称変えるとなったら、またそのもののものがどうなるかということもございますし、新たなものをつくり直すということも、今後の検討の中で、それも一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) まだ具体的に新しい施設も、まだ現在の施設も、違うところに名前を変えて使うとか、あるいは現在の施設も丸つきり取り壊しではないというふうな状況であるならば、いましばしですね、この条例を置いておくという手もあると思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長(美野勝男君) 教育次長、湯上君。

○教育次長(湯上章夫君) いましばらくこの条例を置いておいてはどうかということでございますけども、このセミナーハウス未来塾につきましては、宿泊することがいろんな意味で中心的なところがございます。宿泊して、紀美野町の農業とか地域のことを体験していただくということがございますので、まず宿泊できない、まず今現在ではできないということでございますので、一番根幹的なセミナーハウスの目的であるところができないので、まずは一旦、一旦というんですかね、ここで閉じさせていただきたいと考えます。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第79号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 執行部におかれましては、十分にお考えになって、こういう方向になってきたんだと思います。しかしですね、以前のことを皆さん方の声を聞いたりしておる立場で、まだその方々が何人かは現在もおられるというふう思うんですけれども、どうしても建物がなくなってしまうということならば、そうでもしなければならぬ状況にあるならば、セミナーハウス未来塾を条例をなくしていくというこ

とも仕方ないと思いますが、いましばらくは、宿泊、次長さんの言われるように、宿泊施設がなくなるからということでございますけれども、どうあれ、まだ残せるということであるならば、いましばらく置いて、その方向がはっきりした上でということも考えられます。何にしても、この地域は今、町内においても地域の人が非常に落ち込んでいというところでは、一番というふうなことになるんじゃないかというふうに思います。その中で、一つのものがなくなっていくということについては、その地域の精神的な面にもかかわってくるかと思います。そういう点で、セミナーハウス未来塾を条例から外していくということについて、賛成はできないということで、反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これから議案第 7 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 9 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について

(紀美野町山の家おいし)

○議長（美野勝男君） 日程第 9、議案第 8 0 号、指定管理者の指定について（紀美野町山の家おいし）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 0 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第81号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(美野勝男君) 日程第10、議案第81号、平成29年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 49ページの7款3項1目神原団地新築工事設計業務委託料2,184万9,000円という部分で、どういうものをつくるのかという部分、結構あそこ高齢の人住まれています。だから、その人らが入居可能かどうか、可能な建物になるのかどうかという部分を尋ねたいと思います。

それとですね、決算でいつも家賃が不払いというふうなことも多々あります。そのときに、当然これ新築をすると家賃も上がろうかと思ってくるんですけども、そうしたときに、支払い可能な家賃になっている、そういうふうな部分も含めて尋ねたいと思います。

それとですね、その下に神原団地造成工事1,500万というのが組まれているんですけども、この完成時期について、大体いつごろ、今もう年度末に近いような状態の中で、完成時期がいつごろになるのかなと。

それと50ページの文化センター管理運営費の中に、施設用備品モニターカラオケという、モニターの部分、カラオケというふうな、カラオケモニターというのを聞かせてもらったんですけども、この程度の金額だったら、競争入札ということもないやろうと

は思うんやけども、価格引き下げ努力はどのような形で行われ、案外 14 万 5,000 円といえ、割高な予算設定をしているんやけどね。だから、それはあくまでも予算のことやで、価格引き下げ努力というのはどういうふうに考えているのか尋ねたいと思います。

(6 番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは、ただいまの西口議員の質疑にお答えをいたします。

まず 1 点目ですけれども、議案書 49 ページの 7 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費、13 節委託料、新神原団地新築工事設計業務委託料 2,184 万 9,000 円でございます。これにつきましては、紀美野町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、平成 30 年度建てかえを計画しております新神原団地新築工事の設計業務委託料を計上してございます。

どういう物をつくるのかといいますと、現時点での計画でございますが、敷地内に 2DK の木造平屋建てが 6 戸、それから 3LDK の木造 2 階建てを 4 戸ということで計画をしております。

続きまして、入居、高齢者等も多いということで、入居をしていけるのかということなんですが、この入居につきましては、今、現神原団地にいらっしゃいます 6 世帯の方が入居をするということとなります。

それから、家賃の関係なんですが、支払いできるかどうかということなんですが、支払い能力があるかないかっていうのは、私のほうから申し上げることではございませんので、御理解賜りたいと思います。

それから、造成工事の完成時期につきましては、一応、今のところ 3 月末を予定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) 私のほうから 50 ページの文化センターの管理費でご

ざいます9款4項9目の18節でございます。備品購入費につきましてでございます。施設用備品ということで、これは主に舞台上で使用するテレビ、スピーカーを考えております。金額的には高いのではないかなというようなお話でございましたけども、これにつきましては、テレビにつきましては、舞台上で移動できるラックというんですかね、台に載せたようなものでございますので、若干それに対する造作というんですかね、これも必要でございます。あと引き下げ努力でございますけども、複数の業者様から見積もりをいただいて、その中で適正な価格で購入したいと考えております。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長(美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番(西口 優君) 6戸が平家建てで住まわれるという。ただ、今、結構家賃が安いようなところで住んでいると思うんですけどね、そんな高い家賃取ってるとは思わないんやけど、それが新しくなると、かなり家賃、どの程度上がるのか、それも全くわからないんやけど、どの程度の値上がりということが考えられているんですかね。

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長(坂 詳吾君) 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

現段階で試算しましたところ、現在の家賃につきましては、3,500円ぐらいの家賃となつてございますが、新しく建てかえとなるやつにつきましては、1万5,000円から1万6,000円程度、課税所得等によるんですが、一応このぐらいの金額で想定をしております。以上でございます。

○議長(美野勝男君) 6番、西口 優君。

○6番(西口 優君) 大変な金額的に値上がりするという形の中で、実際問題として、住まわれている方には、これだけの値上りをしますよということで、全て6戸に対して了解を得ているのかどうかということを最後に尋ねたいと思います。

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長(坂 詳吾君) 西口議員の再々質疑にお答えをいたします。

家賃につきましては、1万5,000円から1万6,000円程度という形で値上がりをするということになるんですが、特例がございまして、6年間で段階的に値段が上がっていくということになりますので、6年間をかけて一遍に1万5,000円とか1万6,000円に上がるのではございませんので、そういうことが前提で、今住まわれている方にはそういうお話をさせていただいて、了解をいただいているところでございま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） 4 7 ページの総務費、総務管理費、一般管理費の 4 節共済費で臨時雇用社会保険厚生年金保険掛金 3 6 0 万という計上がありますけども、社会保険の掛金としては、これちょっと大きいんじゃないかと、ちょっと金額的に大きいように思いましたので、説明を求めます。

それから、4 9 ページに教育費で、9 款教育費で教育諸費、1 3 節委託料で、指導委託料というのがありまして、2 5 万 6, 0 0 0 円、この委託料の内容について説明をお願いします。以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

4 7 ページの一般管理費の共済費、臨時雇用社会保険厚生年金保険掛金で 3 6 0 万の増額補正を計上させていただいております。この理由についてでございますが、本年 4 月 1 日から地方公共団体も臨時雇用に係る保険料ですね、これが適用の対象となったわけです。今までは 5 0 1 名以上の企業とかであったんですけども、4 月 1 日からは役場も事業所になりました。どういうことが変わっているのかと申し上げますと、勤務時間、勤務日数が常勤の方の 4 分の 3 未満の方で、週 2 0 時間以上労働する方であるとか、それから雇用期間が 1 年間以上見込まれる方、それから賃金の月額が 8 万 8, 0 0 0 円以上であること、こういう要件がございます。

それで当初予算では、7 0 名の方の加入を見込んでおりまして、月 1 4 5 万の 1 2 カ月分を当初予算で見込んでおったんですが、現在、現時点では 7 9 人の方が加入になりました。それで月 2 万、1 7 5 万円、3 0 万円上がってますので、これ、予算足りなくなってます。それで、月額 3 0 万掛ける 1 2 カ月分ということで、3 6 0 万円不足してまいりますんで、この金額に至っておるわけです。そして、あと最低賃金も上がりました、1 0 月から。そういう関係もございます。そういう要件もございまして、この金額

に至ったわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、湯上君。

(教育次長 湯上章夫君 登壇)

○教育次長 (湯上章夫君) 私のほうから、49ページの9款1項3目教育諸費の13節の委託料の中の指導委託料25万6,000円、この中身なんでございます。この事業につきましては、日高川町へ野上小学校の6年生が研修に行きます。まず、森林であったり、谷川、自然、山の自然についていろんな知識を得ていただきます。それと、あと林業の部分では、植栽であったり、枝打ちであったり、木材の切断とか、切ったり、製材、そのようなことを子供が危なくない程度のものを実際に体験するというような事業でございます。

(教育次長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第81号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第82号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補
生予算(第3号)について

○議長 (美野勝男君) 日程第11、議案第82号、平成29年度紀美野町国民健

康保険事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

５番、田代哲郎君。

（５番 田代哲郎君 登壇）

○５番（田代哲郎君） １点だけ、５７ページの歳入です。国庫補助金で国民健康保険制度関係業務準備事業補助金というのがあります。１万２,０００円と今少額ですけども、多分、制度移行に伴うと思うんですが、こういうのはどういうことに充当するのか、その点だけお願いします。

（５番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

この事業は、国保の標準事務処理システムの構築に係る事業でございまして、当初予算の３１２万円いただいております。それに対して制度改正に伴い必要となる事業費として、さらに３２万４,０００円を頂戴いたしまして、これは６月補正のときにいただいております。それで精算した結果、１２月補正で１万２,０００円より多く国庫補助として頂戴することになりましたので、これで２９年９月に整備が完了しております。そして、３０年の３月までテスト運用いたしまして、４月からの本番運用ということでスケジュールがなっております。改正に伴うシステムの改築費でございます。御理解賜りたいと思います。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第８２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 8 3 号 平成 2 9 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について

○議長(美野勝男君) 日程第 1 2、議案第 8 3 号、平成 2 9 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 8 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 8 4 号 平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第 1 号)について

○議長(美野勝男君) 日程第 1 3、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、西口 優君。

(6 番 西口 優君 登壇)

○6番（西口 優君） 74ページの施設清掃委託料554万の減額、これについては、当初650万ほど組まれてて、かかった費用が96万、安くなるのは非常に結構なことなんやけど、その安くなった、例えば1割安なる、2割安なるというのやったらわかるねんけど、これ逆になってるしな。だから当初予算の組み方にちょっと無理がある、どういうふうな組み方したんかなと、そういうふうに思うので、それは安なったらそれにこしたことはない、それについては異議のないところなんやけど、ただ、予算の組み方が、こんな組み方っておかしいなと思うのは一般論やと思うので、尋ねたいと思います。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質疑にお答えいたします。

当初予算が650万円ということで、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の13節委託料の施設清掃委託料として650万円、当初、可決いただいております。これにつきましては、隣接する和歌山県動物愛護センター及び和歌山県鳥獣保護センターの動物管理及び施設管理に関する業務の入札が、平成29年3月17日に行われました。ふれあいしのが878万9,040円で落札、契約されたと伺っております。

これは紀美野町のかみふれあい公園と施設が隣接する施設でございまして、ふれあいしのが県の施設の動物管理及び施設維持管理に関する業務と、ふれあい公園の施設清掃、植栽管理業務を一体であわせて受注することによりまして、同様の業務を兼ねて受託することによるスケールメリットが働きまして、町の施設清掃、植栽管理業務を96万ということで受託いただくことができたものでございます。

施設清掃、植栽管理等の業務は、町、県の別々の団体がそれぞれ毎年契約を行うことになるために、毎年、受託者がわからないということもありまして、ふれあい公園、県の施設が別々の事業者がそれぞれ受託することも考えられます。当初予算では650万円を計上しているところですが、隣接している立地の便によりまして、隣合った県の施設とあわせて受託した場合、相乗効果により同様の植栽管理や清掃業務を効率的に行えるなど、かかる手間が省け、非常に安価に契約いただけたものと考えます。毎年、県の入札を待ちまして、植栽の管理業務の契約を行っているところでございます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 県の動物愛護センターになるのかな、そこはもちろん毎年向こうも清掃しているわけですね。そうしたら、業者がAという業者からBという業者にかわったところで、必ず清掃を向こうがやっているんやと思うので、そうしたら最初から、それを前提とした形の、金額的に余りにもその違いがある、当初に比べてね。650万のうちに96万しか要らんという、この差が余りにも極端過ぎるので、今後、当然、また来年、新年度もそういうことが起ころうかと、それはどこが受けたところでA社が受けようとB社が受けようと、県のほうはね。それであっても、それへ付随してお願いすることはできやんもんなんか、こういうふうに思うんだけど、どうでしょう。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの西口議員の再質疑にお答えいたします。

県の動物愛護センター並びに鳥獣保護センターなんですけれども、毎年、一般競争入札を行って業務委託を行ってございます。それで、ただ、ふれあいしがのといいますのは、もうかなりのかみふれあい公園の管理業務というのは長期、以前から行っていておりますので、そういったノウハウとかも持ち合わせてございます。それもあわせて、県の動物愛護センターもたまたまふれあいしがのという団体が受注しております、ただ、それにつきましては、毎年、入札において行われるものでございますので、県と町とは別々の団体になろうかと思えます。それで、別々に予算措置を置く必要あるかと思えますので、御理解賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 8 5 号 平成 2 9 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 1 4、議案第 8 5 号、平成 2 9 年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 1 5、議案第 8 6 号、平成 2 9 年度紀美野町美里簡
易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 8 7 号 平成 2 9 年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第 2 号)
について

○議長(美野勝男君) 日程第 1 6、議案第 8 7 号、平成 2 9 年度紀美野町上水道
事業会計補正予算(第 2 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 8 7 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 8 7 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議員第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 8 8 号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正

する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１７、議案第８８号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第８８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 議員報酬に対する引き上げの提案をしていただいているわけでございますけれども、今、国の言うてるように景気がよくなっているかという、一般的な感覚として非常に悪い状況にあります。町内の方々もなかなか仕事がないとかっておっしゃられる方もたくさんおられて、そういう中で、議会の１万といえども、引き上げということについて、なかなかうまくいかない、一体感がだんだんと少なくなっていくんじゃないかというふうに思います。また、議会の議員は報酬です。報酬ということであって、これは区長さんと同じでありまして、それに対して期末手当というのは、大変積んでいただけていると、そういうふうなことになるものです。そういうことであるこの期末手当の引き上げということに対して、非常に金額がどうあれ、賛成しにくいということから反対いたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第８８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第８８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第８９号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１８、議案第８９号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第８９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第８９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第９０号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第１９、議案第９０号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第９０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第91号 紀美野町職員給与等条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第20、議案第91号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 給与条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

一つは、今現在のラスパイレス指数と、県内での順位比較、他市町村との比較をお願いします。

それから、この給料表には行政職1表と2表あります。医療職も1表はありますが、ほかの専門職対応の給料表というのはいないんです。例えば保育士であるとか保健師であるとか看護師であるとか、社会福祉士も含めて、全て行政1表で支給しているということになっております。これは人事院の説明からいくと、やはりそれぞれの、例えば保健師、看護師だったら医療職3表対応ですし、そして、保育士、社会福祉士は福祉職の給料表を用いるべきだと思いますが、その辺についての町の見解をお伺いいたします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

紀美野町のラスパイレス指数でございます。まず、平成29年につきましては、まだ

公表はされておらず、現在、速報値の段階ということで御了解いただきたいと思います。
それで、紀美野町は90.7です。それで28年は90.6でありましたので、0.1ポイント上昇ということです。

それで、28年度の公表値で申しますと、紀美野町は30市町村の最後から数えて3番目であったということです。今年度はまだ速報値ですんで、市町村のまだちょっとわかりませんので、御了解いただきたいと思います。

それからあと、給料表に関しましては、行政職給料表1、2と、そして医療職が現在ございます。あと福祉職であるとか、それから看護職、看護師、そういうものの表はないんで、看護師であるとか、保健師であるとか、保育士であるとか、そういう関係の方は全て給料表1表を使っている段階です。行政職給料表1ですね、それを使っておるところです。今後はどういうことかというようなお話もありましたが、それに関してはまた研究をしていきたいと思いますんで、御理解を賜りたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第92号 平成29年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（美野勝男君） 日程第21、議案第92号、平成29年度紀美野町一般会

計補正予算（第 7 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 9 2 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 9 3 号 平成 2 9 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（美野勝男君） 日程第 2 2、議案第 9 3 号、平成 2 9 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 9 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第94号 平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)
について

○議長(美野勝男君) 日程第23、議案第94号、平成29年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この40ページ、41、42と、こういうところで見ましたら、予備費を全額充ててゼロにして、この歳出の補正をすると、そういうふうになっていますけれども、今、年度といえ、あと来年春までの部分が期間として残っていると思いますが、その辺については大丈夫であるのか、その辺をお聞きしときたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長(山本訓永君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

予備費を流用して補正に充てているわけですが、12月補正において修繕費、材料費と補正させていただいております。試算をした結果でございますので、今年度これでいけると考えております。説明とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩

(午前11時41分)

再　開

○議長（美野勝男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時42分)

◎日程第24　発議第2号　「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書
(案)について

○議長（美野勝男君）　日程第24、発議第2号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書(案)について議題とします。

提案理由の説明を願います。

産業建設常任副委員長、北道勝彦君。

(産業建設常任副委員長　北道勝彦君　登壇)

○産業建設常任副委員長（北道勝彦君）　発議第2号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書(案)。

紀美野町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月12日。

提出者、紀美野町議会産業建設常任委員会、委員長、南　昭和。

紀美野町議会議長、美野勝男様。

それでは、発議第２号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）の提出理由について申し上げます。

まず初めに、道路特別財源は、長年にわたり国の道路の整備状況に鑑み、利用者の負担により緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命をしてきたものであります。平成２０年９月に道路特定財源制度の廃止が閣議決定され、平成２１年度より使途に制約がない一般財源化されています。必要な道路整備は着実に整備する必要があるとして、平成２０年度から平成２９年度までの１０年間、道路整備に係る国の負担割合もかさ上げされています。今後、補助率のかさ上げ措置されない場合は、町財政負担の増加に直結します。そのため道路整備事業に係る国費負担かさ上げ制度の継続を求め、地方の道路整備が遅延しないよう意見書を提出するものです。

それでは、意見書（案）を朗読します。

発議第２号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つであります。現在、道路事業において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が５０から６５％にかさ上げされており、このかさ上げ規定が平成２９年度までの期限措置となっている。

地方創生を推進する地方自治体にとって、この時期に道路財特法の規定による補助率等が低減することは、地方財政負担の増加となるとともに、地域づくりへの影響、活力の低下など、総じて地方創生の停滞を招くことが確実であり、地方自治体にとっては死活問題である。

よって、国におかれては、下記の事項を基本として道路財源の確保に努められるよう強く要望する。

記

１、地方が必要とする道路整備を早期に、そして長期安定的に実施できるよう必要な予算を確保すること。

２、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成３０年度以降も現行制度

を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣あて。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

(産業建設常任副委員長 北道勝彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 陳情第1号 林道毛原下滝ノ川線の路面塗装工事について

○議長(美野勝男君) 日程第25、陳情第1号、林道毛原下滝ノ川線の路面塗装工事について議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

産業建設常任副委員長、北道勝彦君。

(産業建設常任副委員長 北道勝彦君 登壇)

○産業建設常任副委員長(北道勝彦君) 産業建設常任委員長報告。

ただいまから産業建設常任委員長報告を行います。

付託を受けております陳情第1号、林道毛原下滝ノ川線の路面塗装工事について、慎重に審査を行ってまいりました、その結果を報告します。

陳情内容につきましては、平成6年に着工され、滝ノ川地区の上部山林を横断する延長4キロメートルに及ぶ林道で既に開通し、住民並びに森林の経営拡充にと活用していましたが、現場調査等を実施したところ、大雨による路面の土砂流出により通行が困難な箇所もでき、現状は陳情書のとおりであります。

この林道は災害時における国道の迂回路としても活用可能であり、また住民の孤立を防ぐ生活道路でもあります。そのためにも路面の舗装をすることが望ましいとの判断に決しました。

以上のことから、陳情第1号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で報告を終わります。

(産業建設常任副委員長 北道勝彦君 降壇)

○議長（美野勝男君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第26 議員の派遣の件について

○議長（美野勝男君） 日程第26、議員の派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２７ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第２８ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第２９ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

◎日程第３０ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会活性化特別委員会）

◎日程第３１ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（広報編集特別委員会）

○議長（美野勝男君） 日程第２７、日程第２８、日程第２９、日程第３０及び日程第３１、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付したとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会活性化特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、広報編集特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男君） これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月15日

議 長 美 野 勝 男

議 員 北 道 勝 彦

議 員 向井中 洋 二